

◎新潟県教育委員会告示第6号

新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第9号）の一部を次の表のように改正し、改正後の第11条の3及び第11条の6の規定は、令和7年4月1日から適用する。

令和7年9月24日

新潟県教育委員会

教育長 太田 勇 二

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（子の看護等休暇）</p> <p>第11条の3 <u>9歳に達する日以後の最初の3月31日</u>までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する教員相当臨時職員以外の臨時職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、<u>疾病の予防を図るために必要なものとしてその子に予防接種又は健康診断（いずれも法令により接種等が定められているものに限らず、任意のものを含む。）を受けさせること若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすることをいう。）のため、勤務しないことが相当である場合に、次により有給の休暇をとることができる。</u></p> <p>(1) 年5日（その養育する<u>9歳に達する日以後の最初の3月31日</u>までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）以内とする。</p> <p>(2) （略）</p> <p>（出生サポート休暇）</p> <p>第11条の6 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、出生サポート休暇（勤務時間規則第18条に規定するものをいう。）を有給でとることができる。</p> <p>年5日（体外受精及び顕微授精を受ける場合にあっては10日）を超えない範囲内で認められる時間又は期間とする。</p>	<p>（子の看護休暇）</p> <p>第11条の3 <u>小学校就学前の子</u>（配偶者の子を含む。）を養育する教員相当臨時職員以外の臨時職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話を<u>行うこと又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子に予防接種又は健康診断（いずれも法令により接種等が定められているものに限らず、任意のものを含む。）を受けさせることをいう。）</u>のため、勤務しないことが相当である場合に、次により有給の休暇をとることができる。<u>ただし、採用期間が6月以上（継続によって当初の採用期間から引き続いて6月以上となる場合を含む。）の者に限る。</u></p> <p>(1) 年5日（その養育する<u>小学校就学前の子</u>が2人以上の場合にあっては、10日）以内とする。</p> <p>(2) （略）</p> <p>（出生サポート休暇）</p> <p>第11条の6 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、出生サポート休暇（勤務時間規則第18条に規定するものをいう。）を有給でとることができる。<u>ただし、採用期間が6月以上（継続によって当初の採用期間から引き続いて6月以上となる場合を含む。）の者に限る。</u></p> <p>年5日（体外受精及び顕微授精を受ける場合にあっては10日）を超えない範囲内で認められる時間又は期間とする。</p>